



令和5年2月9日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

JトラストアジアがGroup Lease PCLに提起した 不法行為刑事裁判に関する経過報告

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL（以下 GL）および同社の元取締役2名に対し、日本の上場企業である J トラスト株式会社（東証 8508）の子会社である J Trust Asia Pte. LTD.（以下、JTA）はタイ王国において刑事裁判を提起しておりました。本件に関して、バンコク北地方裁判所は棄却することを決定し、GL ならびに元取締役（此下益司、田代宗雄）に対して、棄却が正式に通知されましたのでお知らせいたします。

当該刑事裁判は、JTA がタイ特別捜査局に告発し、検事総長が GL ならびに元取締役を不起訴とする最終命令を出した刑事告発と同じものです。当社グループは、当初より J トラストアジアおよび J トラストグループ各社が GL をはじめとする当社グループ各社や個人に対して世界各地で仕掛けている訴訟を根拠のない濫訴であると主張してまいりました。

2017 年 10 月タイ SEC が GL 元取締役を刑事告発し、同時に GL に対して過去の財務諸表の訂正を勧告するに至りました。2018 年 1 月には、この勧告を利用し J トラストアジアは誤った財務諸表によって騙され、GL に投資をしたと主張して刑事告訴にいたしました。これについても当社並びに GL 等は全く根拠のない告訴であると反論してまいりました。

その後、DSI による 4 年以上の捜査が行われ、このたび、タイでその刑事告訴が棄却、確定したことで、当社の主張が法的に裏付けられたものと考えております。このことは J トラストアジア等が起こしている各国での複数の訴訟における J トラストアジアの論拠を大きく弱めるものであり、当社としては歓迎しております。

同時に、当社及びグループ各社は上記の J トラストアジアの濫訴により被った当社グループの損害に対する賠償を、同社並びに同社グループ会社、当該濫訴を行った責任を持つ取締役等に対して損害賠償訴訟等をおこなっております。当社としましては、これらの損害賠償訴訟において、当該棄却決定が強い論拠となることを確信しております。また当該棄却決定は当社の主張を強く裏付けるものとなりますので、今後、さらに上記損害賠償請求を強く求めてまいりますとともに、

訴訟対象や金額などを拡大し、当社等やGLの株主利益の拡大に資する方針です。

以下に、GLがタイ証券取引所（SET）に開示致しました文書を翻訳してお伝えいたします。

（以下GL開示文書の日本語訳）

2023年2月9日

件名： Jトラストアジアが当社に提起した不正行為に関する刑事裁判に関する経過報告
宛先： タイ証券取引所 社長

本日、バンコク北地方裁判所において、当社（GL）および当社元取締役である此下益司および田代宗雄に対してJトラストアジアが提訴した詐欺事件に関する判決公判が行われましたのでお知らせいたします。この事件は、JTAがタイ特別踏査局に告発し、検事総長が当社および元取締役を不起訴とする最終命令を出した事件と同じものです。

このたび同裁判所は、本件には疎明資料がない、つまり訴えに根拠がないという理由で、本件を棄却したことをご報告いたします。同裁判所は、JTAのGLへの投資は自発的に行われたものであるとの結論に達しました。JTAは投資経験豊富な大会社であり、GL元取締役の説明やその根拠、GLの財務諸表を慎重に検討した上で、自発的に投資契約を締結したものとされました。これにより、被告の3者は、詐欺の刑事責任を問われないと判断されました。

今後も何らかの進展がありました際は、速やかにご報告申し上げますので、ご理解のほどお願いいたします。

以 上